

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、会社Aにおいて派遣社員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、派遣先の飲食店においてホール業務中に床が滑りやすい状態にあったところに段差があったことから、つまずき右足を負傷した。請求人は、翌日、B整形外科に受診し「右足捻挫」と診断され、治療した結果、同年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会は、請求人の主張を踏まえ、症状・治療経過、X線写真、医証等を精査検討し、次のとおり判断する。

(1) 請求人の主張する右足関節の疼痛は、右足関節の不安定性に起因するものと推認されるが、受傷時の状況も一貫性がなく不明確であり、その後の治療内容、通院の経過及びB医師が「今回の災害によるものか、それより以前からのものかわからない」と意見しているところからしても、今回の災害に起因したものと否かは、不明瞭と言わざるを得ない。

(2) また、C医師は鑑定書において、要旨、患側に、前方引き出しを認め、運動痛発生の可能性は否定できないが、サポーターを用いている程度の痛みであるので、局部に痛みを残す程度と考えると述べており、当審査会も同医師の意見を妥当であると判断する。

(3) したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第12級を超えるものとは認められない。

(4) なお、労災保険法上の障害補償は、労働能力の損失に伴う損失てん補を目的とするものであり、労働能力とは、一般的な平均的労働能力をいうのであって、被災労働者の職種等の職業能力的諸条件については、障害の程度を決定する要素とはされていないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に
応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。